新たな高等専門学校に関する検討懇話会開催要綱

（目　的）

第１　新たな高等専門学校（以下、「新たな高専」という。）の設置に際して、県が検討する上で有識者等から広く意見を聴取し、参考とするため、新たな高等専門学校に関する検討懇話会（以下「懇話会」という。）を開催する。

なお、懇話会は、地方自治法第 138 条の４第３項の規定による法律又は条例により設置された附属機関ではない。

（会議事項）

第２　懇話会は、次の事項について意見交換を行う。

ア　新たな高専を設置するに当たっての現状と課題の共有

イ　新たな高専の設置に向けた検討

ウ　その他、新たな高専に関する必要な事項

（構成員）

第３　構成員は、学識経験者、産業界、教育関係者等のうちから長野県知事が依頼する。

２　会議に座長及び座長代理を置く。

３　座長は、構成員の互選により選任する。

４　座長代理は、座長が指名する

５　必要に応じ、構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（開催期間）

第４　会議は、令和 10 年３月 31 日までの間、開催するものとする。

（補　足）

第５　この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年 10 月 30 日から施行する。